

令和7年度 第2回笛吹市子ども・子育て会議 会議録

日 時 令和8年1月13日(火) 午後2時から午後4時
場 所 笛吹市役所 本館302会議室
出席者 早川公仁委員長、上田啓子副委員長、山下卓委員、珠島ゆかり委員、
佐川成義委員、渡瀬晶子委員、藤盛ちか子委員、角田恵委員、壽まや委員、
渡邊由美委員、田邊裕子委員、杉山順哉委員、橘田昌樹委員、長田華織委員、
長谷部信浩委員、小澤幸子委員、河野道子委員、前澤美代子委員
※笛吹市子ども・子育て会議設置条例7条第2項の規定により会議成立
事務局 田中暁子子供すこやか部長
飯室弘行子育て支援課長、小田切護保育課長
保健福祉部障害福祉課 内藤ひさ美
子供すこやか部子育て支援課 本庄由美子、堀内麻紀子、
四家佳代子、志村仁、久保美咲
子供すこやか部保育課 功刀南里

次 第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 新委員の紹介
- 4 協議・報告事項
 - (1) 学童保育事業の改正について
 - (2) 子育て世帯訪問支援事業について
 - (3) こども家庭センターの現状について
 - (4) 特定教育・保育施設の変更について
- 5 その他
- 6 閉会

(進行：子育て支援課長)

- 1 開会

2 委員長あいさつ

(早川委員長)

どうも皆さんこんにちは。大変ご苦労さまです。新しい年を迎え、今年も頑張っているという皆様方の心の中の考えがひしひしと私も感じているところです。皆さんも健康に気をつけながら頑張っていたらというように思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。本日は非常に寒い日になりまして、雪がチラチラ舞っている地域があるということを知っています。そういった中で、皆さんご出席いただきまして大変ありがとうございます。本日は2回目の会議になるわけですが、資料については、一部変更があるというような説明がありました、事前に配布はしてあるとのことで、今日は活発なご意見をいただく中で、有意義な会議になるようにご協力をお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

3 新委員の紹介

4 協議・報告事項

(1) 学童保育事業の改正について

(説明：事務局) 資料 1-1、1-2 により説明

【質疑・応答】

なし

(2) 子育て世帯訪問支援事業について

(説明：事務局) 資料 2-1、2-2 により説明

(議長：早川委員長)

ただいま説明がありました件について、何かご質問ご意見等ありましたらお願いをしたいと思ひます。

(角田委員)

この事業について、1回2時間で30回分、1日2回まで利用も可能だとすると、4時間だと15日間しか利用ができない。3ヶ月以内とあるが、早い方は15日であれば1ヶ月

月で使用してしまう。その場合、1 回限りだけど、期間の延長は契約の最初のところから 3 ヶ月なのか、また期間の終わりからなのか、1 ヶ月で使い切ってしまったらそこから再契約をしていくのか、というところをお伺いしたいと思います。本当に大変だからこそ、この支援を申し込むと思うと、この時間数だと少し短いのかなど。もう少し延長ができたり、長くサポートしていただけたら有難いなと個人的に思いましたので、その期間について教えていただけたらと思います。

(事務局)

お問い合わせいただきました内容につきまして、3 ヶ月 60 時間を限度とさせていただいており、更に支援の継続が必要とわかった段階で、サポートプランを作成している関係者で集まり、実際延長をするのか、他の支援に繋げる方がより適切かということをお判断します。延長が適当であると判断した場合には、60 時間を超えた日から新たに 60 時間利用できるという形でサポートさせていただきます。また一度終了した支援とは別の支援の内容でということであれば、新たにサポートプランを作成させていただいたり、申請していただくという必要があり、状況に応じて支援の継続や、または他の事業へ繋げる等、実施させていただくことになります。

(角田委員)

4 月に契約して 3 ヶ月となったとしても、4 月中に 60 時間を使い切ってしまった場合は、5 月にまた新たな契約で、次のサポートとして使えるということですか。別の契約ということになるのか。日にちは被らず、最初の 3 ヶ月は関係なく、また新たなところから 60 時間使えるということですか。

(事務局)

同じ内容で支援が必要とされる場合については、一度限りですが、その 60 時間を経過した段階で、ご本人から申請いただくのではなくて、サポートプランを作成した担当や関係各所交えた会議の中で延長することが妥当だと認められれば、延長の旨の通知を送らせていただきます。同じ案件については最大 120 時間まで利用していただけます。

(角田委員)

回数の制限というのではなく、その事案についてなので、その人がもしかしたら 1 年

間継続して、今回はこの案件についてはクリアできたけれども、今度は上の子のことでとか、今度は私の家事のことでということで、別のものに変わるのであれば可能になってくるのですか。一つの案件に対して1回、またそれがクリアになれば別もいけるということでしょうか。

(事務局)

今回新しい事業ということで今説明があった通りですが、支援を必要だとされていて、それに対してサポートプランというものを作成しています。それに対して、3ヶ月間、60時間までの期限が決められています。サポートプランの作り方で、本当に必要であればですが毎日支援が入るような場合や、週2回、週1回等、ケースによって異なりますが、そういうところを想定して支援の限度が60時間3ヶ月ということになります。その期限が切れたところで、また同じ支援が必要であれば、サポートプランの見直しをして3ヶ月の延長が1回に限り可能になるのですが、サポートプランに入れる週の回数や時間等によっては、早く終わる日が来てしまう場合、3ヶ月かかる場合もあると思います。内容が違う支援の場合については、随時モニタリング等をしていく中で要望を聞き取り、新たにサポートプランを組み直して、必要となる支援を行う、ということになります。

(角田委員)

こういったサポートを使いたいと思われる家庭、特に小さい乳幼児さんの場合、例えば多胎児さんで三つ子さん、双子さんが生まれたが、でもご実家は遠いところだからもう本当に毎日でも来てほしいと思っている人がいる、という想定をして質問をさせていただいたところでした。その場合、1ヶ月ぐらいですぐに使い切ってしまうと、翌月もまだ手が足りないというときに、延長できてもう1ヶ月なのか。それとも第一子、続いて二人目、三人目というように主訴は変わっていくことで年間通して、ある程度お母さんが頑張れるところまで、保育所に入れるようになるとか、次のそういった何か道筋ができるようになるまで計画的にサポートをしていただけるような事業なのかというところをちょっとお伺いしたかったんです。1回限りの延長です、となると、そこで挫折感だったり、さあどうしようってなってしまうこともまだあるのかなと思います。週1回のサポートで大丈夫な人もいますが、本当に毎日困ってしまう人はこれを使った方がいいと思ったので、日数がちょっと少ないのではないかなというのと、1回限りで限定

してしまいすぎるので、さらに他のサポートを組んでくださる人の展開で変更ができるような形にしておいていただいた方が、お母さんとお子さんのためになるのではないかと思い、質問をさせていただきました。

(事務局)

そういう方も中には想定されるので、そのようなこともあるかと思います。ただ事業として、どうしても補助金をもらう関係でやっぱり区切りをある程度決めなければならぬので、3ヶ月60時間というところで区切らせていただいております。その方の必要とする支援は個別の形で対応できればいいですけど、やっぱりこの事業のルールの中で対応していく、ということも必要ですので、その辺は個別に対応していければなと思っています。

(前澤委員)

サービスを受ける方が3名いて、支援者が19名いるという理解でよいのかということと、サービスを受ける方を年間何名くらいを想定して、目標値に3名が達しているのかどうか、本当に使いたい人に支援が行き届いているのかをお伺いします。また、必要とされた方がモニタリングされていて、その方はどのように支援に繋がったのか。広報等が必要ならば私たちにも何かできることがないかな、と思いました。また、目標達成として評価されているのか、課題等が何かあるのか、そのあたりを確認したいと思います。

(事務局)

現在、訪問支援活動ができる訪問支援員の研修を受講修了された方は19名、この事業を利用する方が3名、その3名の自宅に1人の支援員がつくのではなく、場合によっては複数名の支援員が伺うこともあります。今のところ、既に利用されている方が1名、これから予定している方が2名おります。本年度8月から事業を開始し、初年度ということもあり、目標値としては、10名を想定しています。これにつきまして、サポートプランを作成して、必要だと判断された方が対象になるため、現時点では10名に満たないということで、目標値の達成はされていません。

(前澤委員)

このような支援の内容は繊細なところもありますが、量の数値だけの達成ではなくて質のところの、こんなことやってもらってよかったとか、支援員さんが1人ではなくて複数名関わってくださることですごくよかったとか、そういう質なんかの声も届けてくださると、私達も広報等しやすいなと思っています。せっかくこれだけ多角的な人数でメンバーが集まっているので、次年度に向けて何か次に繋がる意見があったらなと思い、聞いてみました。ありがとうございました。

(事務局)

では現場の保健師の方から、現在支援している方についてどのような状況かを話をさせていただきます。

(事務局)

※3名の状況について説明

(河野委員)

お問い合わせ先が「ハッピースペースゆうゆうゆう」とありますけれども、ゆうゆうゆうの方でもホームスタートという事業をやっていて、内容的にはすごく似てると思います。私はホームスタートの方をお手伝いをさせていただいていますが、ホームスタートの支援員でも、子育て世帯訪問支援事業の研修を受けないとこっちは入れないよ、ということを言われました。この事業とホームスタートでどのようにして協力してるのか、全く別でやってるのか、というところを教えていただきたいと思います。

(事務局)

国の方でも研修の内容が重複する場合については、その部分を省略することができるかとされております。ゆうゆうゆうさんに委託をする際に、他の事業で訪問支援員になる予定の方が研修を受ける場合に、ホームスタートや、あるいはファミリーサポートセンターの会員さんの研修と重複するものについては、同じ内容なので、子育て世帯訪問支援員の研修を受けたとみなす、ということで認定をし、できる限りお手伝いいただく方に負担のないような形で、なるべく多くの方にご協力いただけるようお願いをしているところです。

(河野委員)

この利用者さんは分けてるんですか。ホームスタートの方とこちらの方というように。

(事務局)

ホームスタートにつきましては、未就学児さんがいる家庭までしか利用できませんが、子育て世帯訪問支援事業では特に年齢の制限等は設けておりませんので、資料にも記載させていただいてますように、妊産婦さんだけの家庭あるいはヤングケアラーがいるご家庭などでもご利用いただくことができます。対象としては、重複する部分ももちろん出てきますが、より深い支援が必要となった場合には、この子育て世帯訪問支援事業の方を利用していただくということになります。

(議長：早川委員長)

要するに、新しい事業がこれから始まろうとしている。ここに書かれていることについて、当然やり出して色々な課題が見えてくると感じます。その課題をどのように解決していくかというところは、柔軟に考えながら、より良い事業の方向を作る中で実施していただければ、より素晴らしい事業になると思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

(3) こども家庭センターの現状について

(説明：事務局) 資料 3-1、3-2、3-3 により説明

【質疑・応答】

なし

(4) 特定教育・保育施設の変更について

(説明：事務局) 資料 4 により説明

【質疑・応答】

(角田委員)

定員について確認させていただいたところ、笛吹市においては待機になるようなお子さんはなく、受け入れられる状況ということがわかり、安心しました。令和 8 年度から

は誰でも通園制度等がスタートすると思うのですが、この状況であれば、どこの園でも受け入れが可能ということの認識でよろしいのでしょうか。今回の資料には記載されていませんが、できたら各園でこんなことができますよ、というようなことがあれば教えていただきたいと思います。

(事務局)

来年度から始まる誰でも通園制度ですが、利用定員の空きがあるから全ての施設が行うというのではなく、各施設がその職員の配置ですとか、その体制が整っていることと、事業者の方でやっていただけるという施設にやっていただくということになりますので、全ての園で実施するということではありません。また、その実施施設については、今まだ検討中の段階となりますので、追ってホームページ等ではお知らせしたいと思っております。

(上田委員)

前回 1 回目の会議の中で話が出たと思うのですが、令和 8 年度から児童発達支援センターの運営が開始されると聞いており、非常に有難く思っています。私共のような幼稚園に通っている、発達について疑いのあるお子さんが、こういう児童発達支援センターや児童発達支援事業所を利用する等して療育を受ける場合には、まず子どもさんの診断や判定というものが必要になり、それがあり初めて児童発達支援の利用に繋がる。現在の状況だと診断や判定をしてもらうために、数か月かかり、予約してから随分待たないと利用に繋がらないという状況だと思います。児童発達支援センターでは、そのような疑いのある子どもの診断や判定について、相談の中で受けていただけるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

児童発達支援センターにつきましては、現在順調に工事が進んでおりまして、今年の 3 月には開所し、4 月 1 日からスタートの予定です。まだあくまでも主たる事業の児童の発達支援というレベルでの基盤ではありますが、まず相談等は受け付ける形をとっていきます。運営事業者のなないろさんからも、本市の子どもに関して協力をしていきたいというお話もいただいておりますので、順次幅を広げて保育所の訪問等、そういった関係も広げていけるよう、ぜひお願いしたいというお話をしております。

(上田委員)

訪問していただくためには、診断があって保護者の方から要望を出していただくことで、施設の利用に繋がり支援を受けられる、という流れになると思います。相談の中で診断だったりということは恐らく多くの事業所が望んでいるのではないかと考えていますので、ちょっとそんなことを思い、質問させていただきました。

(議長：早川委員長)

他に何かありますか。

全て本日の議事を終わらせていただきます。皆様の御協力に大変感謝申し上げます。議事を閉じたいと思います。ご協力ありがとうございました。

(子育て支援課長)

委員長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様からも貴重な意見をどうもありがとうございました。特に子育ての部署は国、県から色々な新たな事業が出てきます。今回の子育て世帯訪問支援事業についても、今年度からスタートした事業ということで手探りのところもありますが、この事業だけで解決するのではなく、先ほど話が出たホームスタート事業やファミリーサポートセンター事業等、また発達支援の方へ繋げるとか、そういった繋ぎの事業としても考えております。先ほども柔軟に、というお話もありましたので、事業を進めていく中で皆様のご意見をいただきながら市の方でも進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

5 その他

(事務局から今年度の主な事業等を説明)

6 閉会

(子育て支援課長)

それでは、以上をもちまして令和7年度第2回笛吹市子ども・子育て会議を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。最後に互礼を交わしたいと思います。相互に礼。ありがとうございました。